

1. 件名：日本核燃料開発（株）の使用施設等の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和4年12月6日（火） 10時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

日本核燃料開発（株）

保安管理部 部長他5名

5. 要旨

○日本核燃料開発（株）（以下「使用者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第55条の2第3項の規定に基づき、令和4年11月25日付けで使用前確認申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・申請書 別紙-1の最下欄において、「温度異常警報（廃棄物セル内温度監視システム）を試験使用する。」としているが、核燃料物質等を用いて当該警報の試験をするものでもなく、また、使用施設等の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用するものでもないことから、当該欄は「該当なし」と記載し、併せて別紙-4は削除すること。
- ・申請書 添付-1 表 1.1 の使用前検査工程において、使用前検査の実施時期（以下「実施時期」という。）を全検査項目まとめて* 1により示しているが、検査項目毎に実施時期を区分し記載すること。また、セル内火災警報について、配線切離し工事の実施時期を記載すること。
- ・温度異常警報（廃棄物セル内温度監視システム）について
 - ✓ 熱電対の設置位置を検査で確認することができる図を記載すること。
 - ✓ 設計結果に60℃近傍で警報を発すると示しているが、検査の判定基準として明確となるよう具体的に記載すること。
- ・セル内火災警報（配線切離し工事）について
 - ✓ 申請書 添付-4（添付 4-1）1.2 において、当該切離し工事に係る検査を使用前確認の対象外としているが、他の火災警報への影響について確認が必要であることから、使用前確認の対象とすること。
 - ✓ 申請書 添付-4（添付 4-2）において、検査項目及び検査基準のうち

機能検査について、他の火災警報に影響を与えないことを確認する
具体が分かる記載とすること。

- ・ 今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出
すること。

○ 利用者から了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料：なし（令和4年11月25日 核燃料物質の使用施設等の使用前確認
申請書（令和4年11月25日付け NFD発3365号）を使用）

以上